

市民

×行政

で

広がる

協働のまちづくり



Motto

おび広がるプロジェクト

令和9年度 実施事業募集！

事業への
補助金支援



帯広がもっと元気になる
皆さんの素敵なアイデアを
行政と進めませんか？

2種類の
部門別補助



活動実績に応じた補助！
これから事業を始める方も
事業を発展させたい方も！

職員による
相談受付中



「応募しているのかな？」
「どうやって申し込んだら？」
担当職員が丁寧に答えます！

応募締切 令和 8 年 9 月 30 日（水）

詳細は裏面を
ご覧ください

お問い合わせ

☎ 0155-65-4130

E-mail active@city.obihiro.hokkaido.jp

帯広市 市民福祉部 地域福祉室 市民活動課



【Mottoおび広がるプロジェクト】とは？

市民の技術や行動力と帯広市の知恵や力を合わせた「協働のまちづくり」をすすめる事業です。地域の課題を解決し、広く市民のためになるような事業に対して補助金を交付します。

■補助の対象となる団体

- (1) 市内に活動拠点や活動の場があること
- (2) 5人以上の団体で、そのうち2人以上が市民であること（市内に在勤、在学も含む）

■補助の対象となる事業

市民生活の向上につながり、かつ、当該事業が市民協働の取組みとして市民や地域に広がり、定着することが期待される事業。

※営利目的の事業、特定個人・団体のみが利益を受ける事業、国・地方公共団体・その他の団体から助成を受けている事業、政治・宗教活動を目的とした事業、市民団体等が日常的に取り組んでいる事業、地域事業としてすでに定期的に取り組んでいる清掃・美化・植栽等の事業は対象になりません。

スタートアップ部門

市民団体等が、高い意欲のもと、
自らのアイデアを活かして
まちづくりに試行的に取り組む事業。
活動自体が初めての団体は
こちらが対象になります。

上限 **10** 万円



ステップアップ部門

まちづくりにつながる活動や、
身近な地域の活性化、地域課題の
解決を図る地域貢献などの事業。
ただし、これまでに活動実績のある
市民団体等による事業。

上限 **20** 万円



■提案の方法

下記の必要書類を添えて、市民活動課までお申し込みください。募集要項と申込書は、市民活動課・帯広市ホームページ・市民活動交流センター・各コミセンで入手できます。

※お申し込みの前に、提案内容について必ず市民活動課にご相談ください。

◆必要書類

- ①【Mottoおび広がるプロジェクト】申込書
- ②団体の定款・規約・会則等の写し（作成している団体のみ）
- ③団体の活動内容がわかるパンフレット等（ステップアップ部門のみ）
- ④講師の経歴等がわかる資料（講師に係る経費がある場合のみ）

■審査の方法

- ①申込書類及び、プレゼンテーションの内容を審査選考委員会で審査し、選考を行います。
（プレゼンテーションは、令和8年11月14日(土)実施）
- ②選考結果を受け、帯広市が交付決定します。（令和9年4月に通知）